

社会福祉法人正和会役員の報酬等の規程

社会福祉法人 正和会

(役員報酬等)

第1条 役員報酬は、次のとおりとする。

理事長	月額	1,300,000円
理事		無報酬
監事		無報酬

第2条 役員が任期満了、辞職、死亡等により、その職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

第4条 前項の規定により支給する旅費の額は、職員に支給する旅費の例による。

(賞与)

第5条 理事長へ賞与を支給する。

2 賞与の額は、1年度において職員に適用される月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。

(附 則)

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する

この規程は、平成20年 6月 1日より施行する

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する

この規程は、平成23年 7月 1日より施行する

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する

この規程は、平成29年10月 1日より施行する